「虐待かもしれない」と思ったら　迷った時の対応フロー



①気づく

「異変」「違和感」がスタートです。

☑あざや傷がある　☑表情が乏しい
☑家に帰りたがらない　☑服装の乱れ
☑人前で厳しく叱る　☑親を窺う態度

②組織で対応

一人で抱え込まず、組織で情報共有を

管理職へ報告・相談し、対応方針を組織で検討します。

※管理職不在で対応に悩む場合はこども家庭センターへ

③「疑い」段階で通告

通告＝こどもについての相談・連絡

☑確証は不要　☑通告≠守秘義務違反
☑虐待の判断は市や児童相談所が行う
☑保護者との関係よりもこどもの安全

重篤・緊急なケース

以下のような重篤なケースは、**こどもの保護を視野に入れた対応が必要**なため、所属機関だけで解決しようとせず、**必ず通告**してください。

〇明らかな外傷あり
〇生命、身体の安全に関わるネグレクト
〇性的虐待が疑われる
〇こどもが帰りたくないと意思表示

※「通告の判断に迷う」「対応方法が分からない」という場合は、こども家庭センターへご相談ください。



対応の流れ

虐待の疑いに気づく

▽

組織で情報共有
管理職へ報告・相談

▽

対応方針・通告の必要性を検討

▽

児童相談所 or **こども家庭センター**

発見後の通告対応は早急に

市や児童相談所では、**通告を受理してからこどもの帰宅まで**に情報の整理、こどもとの面接、保護施設の調整等を行う必要があります。

通告時に必要な情報

まずは電話で次の情報を伝えてください。

〇こども・保護者の氏名、年齢等
〇家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹など）
〇外傷の症状（大きさ、色、痛みの程度）
〇外傷の本人の説明（誰から、いつ、頻度）
〇出席状況（欠席の頻度・日数、早退・遅刻）
〇日常的な様子（身だしなみ、不自然な点）
〇障がいの有無、転校歴、支援状況

外傷の写真を撮影する場合

〇発見時の状態を速やかに
〇まずは顔の入った全身写真
〇次に外傷の部位が分かるもの
〇さらに外傷の詳細な状態が分かるもの
〇影ができないよう明るい場所で
〇ピントのボケや手ブレがないように

小さな変化への気づきがこどもを守る大切な第一歩です。「何か変だ」という違和感を見逃さないことが重要です。

連絡先

尾張旭市こども家庭センター
☎0561-53-6101
平日 9:00～16:00
上記時間以外は市役所代表電話0561-53-2111

児童相談所（愛知県中央児童・障害者相談センター）
☎052-961-7250　／　189（いちはやく）
平日 8:45～17:30　24時間対応

対応の詳細は「関係機関向け児童虐待対応マニュアル」を参照してください。